

品川区児童福祉審議会運営要綱

制定 令和6年 9月30日区長決定 要綱第304号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区児童福祉審議会条例施行規則（令和6年品川区規則第57号。以下「規則」という。）第2条に基づき、品川区児童福祉審議会条例（令和6年品川区条例第33号）第1条に規定する品川区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営および傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴券（第1号様式）の交付を受け、これを所持しなければならない。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、会議当日に会場の受付に申し出なければならない。
- 3 傍聴券は、会議当日先着順に一人につき1枚交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所および氏名を記入しなければならない。
- 5 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、会議を開催する会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 委員長は、審議会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前条第2項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会議の運営上、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の定員は、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する会場に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) はり紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または、携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。
(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
(違反者に対する処置)

第7条 傍聴人が前2条に規定する事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
(会議録)

第8条 会議の会議録は、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、発言者の氏名は公開しない。
(資料)

第9条 委員長は、審議会を開催するときは、会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に品川区情報公開条例（平成9年品川区条例第25号）第7

条各号に掲げる情報が含まれる等の場合は、この限りでない。

- 2 会議において配付した資料については、区ホームページに掲載し公開する。ただし、会議が非公開とされたとき、または会議において非公開と決定した資料は公開しない。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が決定する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

**品川区児童福祉審議会
傍聴券**

年月日

会 場

氏 名

住 所

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の審議における言動に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食、喫煙または談笑しないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、会議において写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

（違反者に対する処置）

第7条 傍聴人が前2条に規定する事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

※ この券は当日限り有効です。

※ 傍聴券は退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。